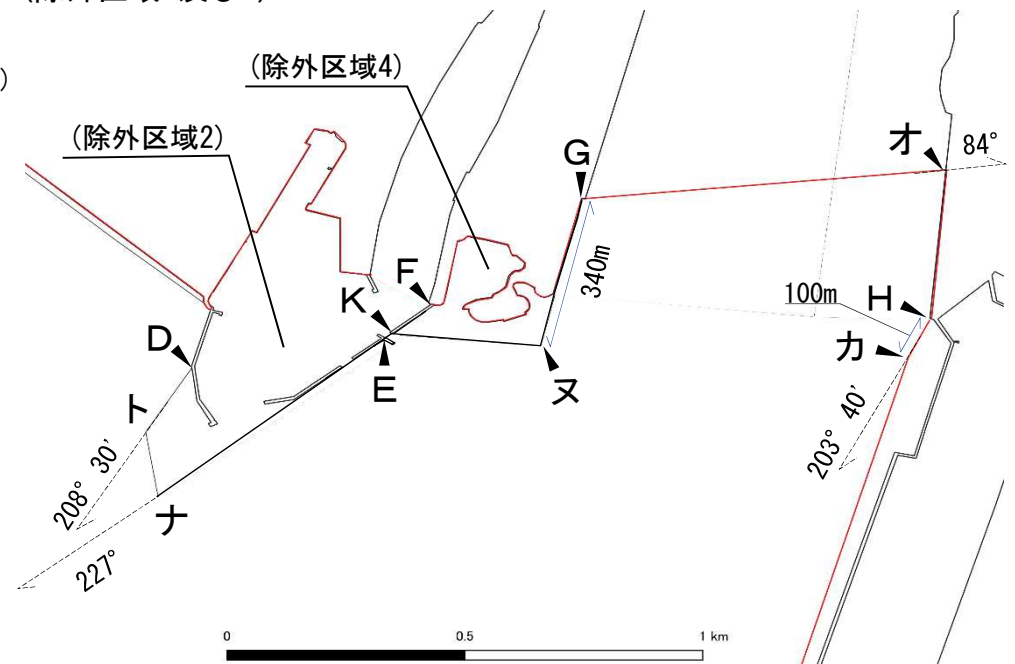


点の位置

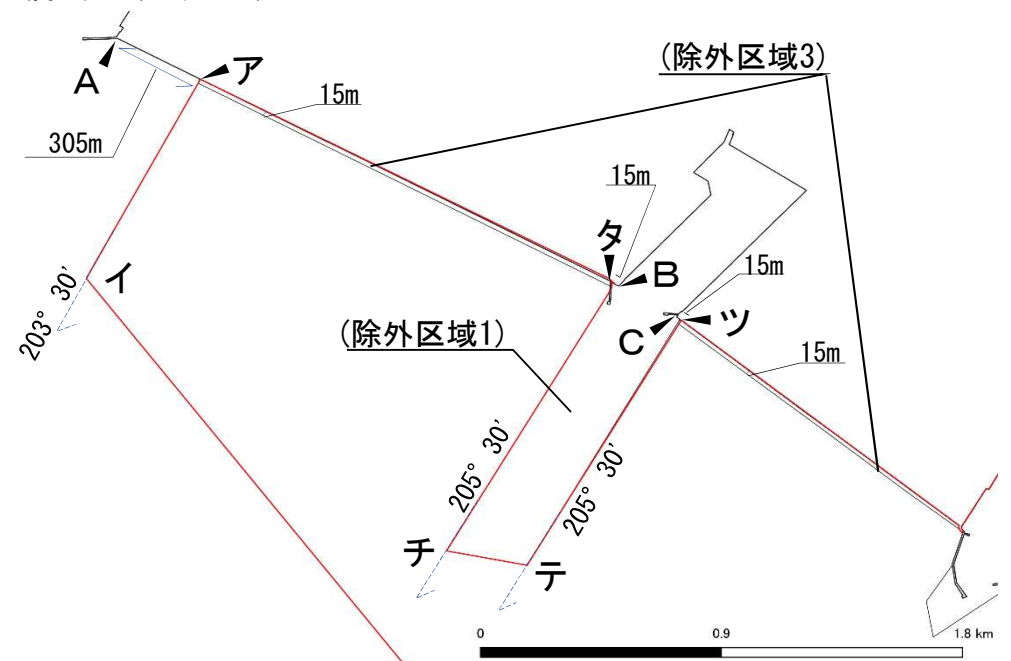
- A 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角 (北緯34度45.02分、東経134度46.14分)
- B 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南東角 (北緯34度44.47分、東経134度47.14分)
- C 高砂市高砂町相生町地先高砂東部埋立地護岸南西角 (北緯34度44.41分、東経134度47.26分)
- D 高砂市東播磨港高砂本港区西防波堤南西角 (北緯34度43.86分、東経134度47.82分)
- E 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称一文字堤防)北東端
(北緯34度43.86分、東経134度47.98分)
- F 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称御台場堤防)基部
(北緯34度43.94分、東経134度48.09分)
- G 高砂市高砂町向島町向島公園東護岸南角の防波堤(導流堤)基部
(北緯34度44.07分、東経134度48.26分)
- H 加古川市東播磨港別府西港区西防波堤基部に設置した標識
(北緯34度43.93分、東経134度48.65分)
- I 加古川市金沢町地先神戸製鋼所加古川製鉄所埋立地護岸南西角
(北緯34度43.11分、東経134度48.53分)
- J 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界
(北緯34度41.57分、東経134度53.33分)
- K 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称御台場堤防)南東端
(北緯34度43.90分、東経134度48.04分)

- ア Aから護岸に沿い東へ305メートルの点 (北緯34度44.93分、東経134度46.30分)
- イ アから203度30分880メートルの点 (北緯34度44.49分、東経134度46.07分)
- ウ Iから護岸に沿い東へ500メートルの点 (北緯34度42.95分、東経134度48.79分)
- エ ウから204度2,430メートルの点 (北緯34度41.75分、東経134度48.15分)
- オ Gから84度の線と対岸との交点 (北緯34度44.11分、東経134度48.67分)
- カ Hから203度40分100メートルの点 (北緯34度43.88分、東経134度48.63分)
- キ カから194度50分1,720メートルの点 (北緯34度42.98分、東経134度48.34分)
- ク キから181度20分765メートルの点 (北緯34度42.56分、東経134度48.33分)
- ケ Iから護岸に沿い東へ467メートルの点 (北緯34度42.96分、東経134度48.78分)
- コ ケから205度10分103メートルの点 (北緯34度42.90分、東経134度48.76分)
- サ コから205度10分835メートルの点 (北緯34度42.49分、東経134度48.53分)
- シ コから130度10分1,606メートルの点 (北緯34度42.34分、東経134度49.57分)
- ス シから150度16分965メートルの点 (北緯34度41.88分、東経134度49.88分)
- セ スから217度10分965メートルの点 (北緯34度41.47分、東経134度49.50分)
- ソ セから234度の線とエとニを結んだ線の交点 (北緯34度41.25分、東経134度49.13分)
- タ Bから護岸に沿い西へ15メートルの点 (北緯34度44.48分、東経134度47.14分)
- チ タから205度30分1,200メートルの点 (北緯34度43.89分、東経134度46.80分)
- ツ Cから護岸に沿い東へ15メートルの点 (北緯34度44.40分、東経134度47.27分)
- テ ツから205度30分1,100メートルの点 (北緯34度43.86分、東経134度46.96分)
- ト Dから208度30分170メートルの点 (北緯34度43.78分、東経134度47.76分)
- ナ Eから227度430メートルの点 (北緯34度43.70分、東経134度47.78分)
- ニ Jから196度4,000メートルの点 (北緯34度39.49分、東経134度52.61分)
- ヌ Gから防波堤(導流堤)に沿い340メートルの点 (北緯34度43.89分、東経134度48.21分)

(除外区域2及び4)



(除外区域1及び3)



表示 番号	表 示											
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日		存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期			制限又は条件
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで		1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで			潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで		1	とりがい漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで		1	うに漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	うちむらさき漁業		1月1日から12月31日まで		1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで		1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで		1	いせえび漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	まてがい漁業		1月1日から12月31日まで		1	しゃこ漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	たいらぎ漁業		1月1日から12月31日まで		1	えむし漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	みるくい漁業		1月1日から12月31日まで		2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	つめたがい漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	にし漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	はまぐり漁業		1月1日から12月31日まで								
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで								
1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで									
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第20号		摘 要				

免許番号		共第20号		摘要			
共有漁業権事項							
順位番号	持分	事項	順位番号	持分	事項	備考	
	1	高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合 加古川市尾上町池田2133番地の1 東播磨漁業協同組合 加古郡播磨町古宮768番地 播磨町漁業協同組合 明石市二見町東二見2017番地の7 東二見漁業協同組合 明石市二見町西二見1003番地の2 西二見漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	<p>表記のとおり漁業権の設定の登録をする。</p> <p>令和5年9月1日</p>	1	<p>高砂市高砂町材木町1198番地 高砂漁業協同組合 他4組合 のため漁業権の設定の登録をする。</p> <p>令和5年9月1日</p>		